



「スポーツと人権」



2月7日、史上最多の87の国と地域が参加するソチ オリンピックが開幕した。
日本からも、選手113人に役員を含めて248人が参加する。

オリンピックの憲法ともいえるべきオリンピック憲章で、スポーツを行うことは人権だと謳われていることは一般にはあまり知られていない。

オリンピック憲章の前文に続く「オリンピズムの根本原則」の第4項に示されていて、「スポーツを行うことは一つの人権である。各個人はスポーツを行う機会を与えられなければならない。そのような機会は、友情、連帯そしてフェアプレイの精神に基づく相互理解が必須であるオリンピック精神に則り、そしていかなる種類の差別もなく、与えられるべきである。スポーツの組織、管理、運営は独立したスポーツ団体によって監督されなければならない。」という文言になっている。

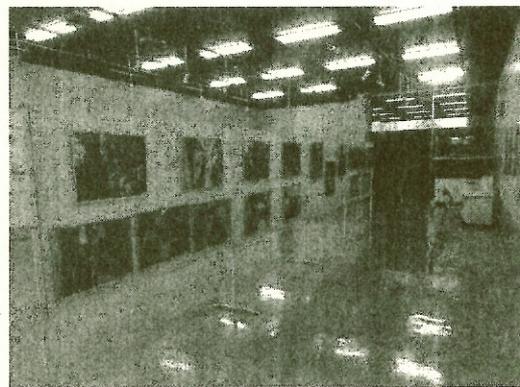


だが、現代の世界において、スポーツを人権とみなしている国がどれほどあるのだろうか。

このように、オリンピックは異なる生活習慣や考え方を持った人を受け入れ、お互いに尊重することの大切さを学ぶ機会である。

わが国の現状を見ると、同和問題や外国人などに対する差別や偏見、女性、子ども、高齢者、障害者など社会的に弱い立場にある人への虐待や、セクシャルハラスメント、いじめなど様々な人権問題が依然として存在している。今回のオリンピックを契機に、私たち一人ひとりが、自分らしく生き、皆が幸せに生きていくため、お互いの個性を尊重し、認め合い、人権問題について改めて考えていくことが大切である。

山梨ランチでは、パネル展、講演会等、人権の大切さを理解していただく事業を展開しており、これからも、「お互いが人権を尊重しあい、共に生きる社会」の実現に向け、積極的に人権施策の推進に取り組んでいくので、今後とも一層のご支援とご協力をお願いします。



(平成25年度総合市民会館パネル展)

国連NGO横浜国際人権センター・山梨ランチ
代表 横山 隆史 (全日本同和会山梨県連合会会長)

〒400-0831 甲府市上町 601-4 甲府市環境センター内 なでしこ工房1階 TEL 055-243-8563